

2024年2月15日

各位

株式会社 北海道銀行

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応について

ほくほくフィナンシャルグループの北海道銀行（頭取 兼間 祐二）は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて下記の取り組みを実施いたします。

当行では、これらの取り組みを通して顧客利便性の向上と紙資源削減等による持続可能な環境・社会の実現に努めてまいります。

記

1. 当座預金（一般口）の新規口座開設停止

実施日	2024年4月15日(月)
内容	当座預金（一般口）の新規口座開設を停止いたします。実施日以降は無利息普通預金（決済用預金）等をご利用ください。 ※既に当座預金（一般口）をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

2. 一般当座貸越の新規申込停止

実施日	2024年4月15日(月)
内容	一般当座貸越の新規申込を停止いたします。 ※既に一般当座貸越をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

3. 払戻請求書（出金伝票）による当座預金出金の取扱開始

実施日	2024年5月20日(月)
内容	当座預金からの払い戻しについて、現行の小切手の振出のほか、払戻請求書による取り扱いを開始します。 ※小切手による払い戻しも引き続きご利用いただけます。

4. 2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の停止

実施日	2024年5月20日(月)
内容	2027年4月1日(木)以降を期日とする手形や小切手(先日付小切手)について、期日管理が必要な代金取立の受付を停止いたします。該当の手形等を既にお持ちのお客さまで代金取立を希望される場合は、2024年5月17日(金)までにお取引店でお手続きください。

5. 該当するSDGsの目標



SDGsは Sustainable Development Goals の略称で、2015年に国連で採択された2030年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは、2019年4月に「SDGs宣言」を表明しました。

手形・小切手の全面的な電子化について

■ 電子化とは

電子化の代表例

インターネット
バンキングによる振込

電子記録債権
(でんさい)

電子化のメリット

リスク削減 手形等の現物がないため、紛失や盗難等の心配がありません。

事務負担軽減 手形等の振出作業や郵送作業が不要です。手形の保管・管理等が不要です。

コスト削減 取引先への郵送料や印紙代が不要です。

場所を選ばず利用可能 非対面での取引が可能のため、取引先や金融機関等に行く必要がありません。

■ 電子化が遅れると

- ✓ 電子化によるメリットを享受できず、生産性の向上が遅れてしまう。
- ✓ 取引先との資金決済に支障が生じる 等のおそれがあります。

■ 手形・小切手をご利用中のお客さまは、インターネットバンキングからの振込、電子記録債権(でんさい)のご利用等電子決済手段への移行をご検討ください。

■ 「手形・小切手の全面的な電子化」に関する政府等のこれまでの取り組み

2021年6月	政府が「成長戦略実行計画」を閣議決定 ・「5年後(2026年)の約束手形の利用の廃止に向けた取組推進」 ・「小切手の全面的な電子化」
2021年7月 (2023年11月改定)	全銀協が「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」を策定 ・2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数ゼロ

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

北海道銀行 デジタル戦略部 青木 TEL(011) 233-1156
広報 CSR 室 坂野 TEL(011) 233-1005